



昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造建築物の

耐震診断・耐震改修

をしてみませんか？

考えてみよう！家のこと、耐震のこと。

地震はいつ起こるか分かりません。

被害を最小限に抑えるために、日頃から備えることが大切です。

対象の物件であれば、町から補助を受けることができるかもしれません。

まずは「**大山崎町役場 建設課 都市計画係**」までご相談ください。



耐震診断 自己負担「3,000 円」!? おトクに耐震診断を

京都府に登録されている木造住宅耐震診断士が耐震性の有無を確認します。

申請者は自己負担金 3,000 円のみを支払い、診断を受けられます。（※受付人数には限りがあります）

木造住宅耐震診断士による耐震診断の対象となりうる建築物

- ① 延べ床面積の半分以上の床面積が「住宅」として使用されている一戸建てまたは長屋建ての木造住宅
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 もしくは
昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工された木造住宅で大阪北部地震による罹災証明が交付されているもの
- ③ 簡易診断書「誰でもできるわが家の耐震診断」を用いた自己診断の結果、倒壊などの危険性が高いもの

【本紙についてのお問い合わせ先】

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地（2階 22番 窓口）

大山崎町役場 建設課 都市計画係 TEL 075-956-2101（代）



続きは裏面へ

耐震改修 最大「150万円」!? おトクに耐震性アップ!!

耐震性がないと判断された建築物に対し、耐震性の上がる工事を行う際に、工事費用の一部を

最大150万円まで補助します。(※先着順) (※**※同じ補助を2度受けることはできません**)

簡易改修と本格改修があり、本格改修については耐震性向上の度合いによって補助額が異なります。

施工業者等と契約を結ぶ前に申請していただく必要がございますので、ご注意ください。

	簡易改修	本格改修A	本格改修B
対象となる建築物 (①②③要件をすべてみたすもの)	① 延べ床面積の半分以上の床面積が「住宅」として使用されている一戸建てまたは長屋建ての木造住宅		
	② 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 もしくは 昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅で、大阪北部地震による罹災証明が交付されているもの	② 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅	
	③ 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの		
補助金交付額	当該改修工事に係る費用の4/5 (最大40万円まで)	※耐震工事後の評点が0.7以上1.0未満の場合 当該改修工事に係る費用の4/5 (最大100万円)	※耐震工事後の評点が1.0以上の場合 当該改修工事に係る費用の4/5 (最大150万円)

申込方法

所定の様式(申請書など)と各種添付資料をご用意のうえ、窓口までお越しください。

様式は大山崎町ホームページからダウンロードするか、窓口(大山崎町役場2階22番)で交付可能です。

添付資料の詳細などご不明な点などございましたら、下記までお問合せください。

※審査に2~3週間ほどかかりますので、時間に余裕をもってお申込みください。

※審査の結果、耐震診断および耐震改修補助を受けられない場合もございますので、ご了承ください。



本紙についての問合せおよび申請先

大山崎町役場 建設課 都市計画係 TEL 075-956-2101 (代)

大山崎町 耐震



耐震診断



耐震改修